

## 第5回 越前市水道料金・下水道使用料等協議会 次第

日 時： 令和8年1月14日(水)  
午後1時30分～3時  
場 所： 越前市役所3階 第3委員会室

1 挨拶

2 第4回協議会補足説明

… 資料1

3 議事

… 資料2

(1) 改定時期について

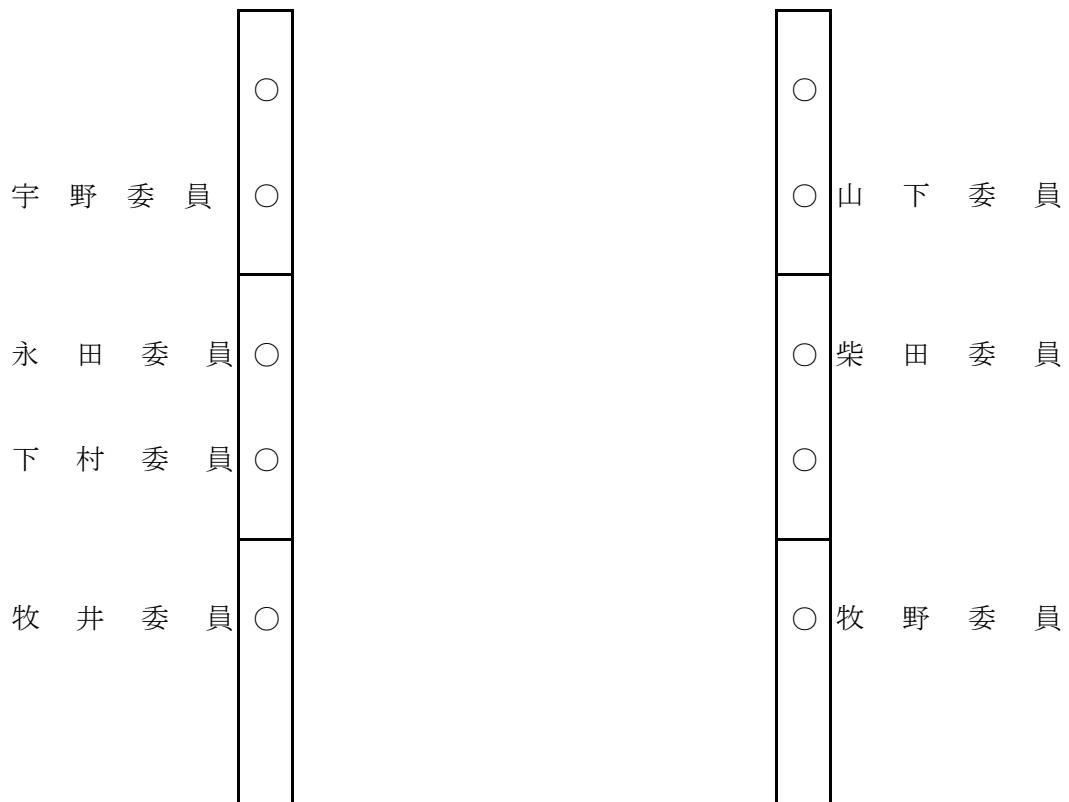
(2) 答申案について

4 その他の議題

今後の予定について

(議長席)

横 住 副 会 長



○ ○ ○ ○ ○ PC

小谷副課長 市村所長 山田建設部理事 山田部長 兵課長 齊藤副課長

○ ○ ○ ○ ○ ○

課員 課員 課員 課員 課員

○ ○ ○ ○ ○ ○

受託事業者

○ ○ ○ ○ ○ ○

傍聴者

# 第4回協議会 補足説明

---

第5回 越前市水道料金・下水道使用料等協議会

越前市上下水道課

## 第4回協議会委員からの意見・質問に対する補足

番号	意見・質問	回 答
1	地域説明会で周知すること等を考えているのか。	答申後に下水道の経営状況と答申の内容について住民説明会を開催する。 〔 2/4 市民プラザたけふ 多目的室1 2/6 あいパーク今立 2/10 国高公民館 いずれも午後7時～、内容は同じ 改定後にも改めて説明会を行う。
2	経費の削減はできる限りしましたと説明がありましたが、今回に至るまでの具体的な説明はなかった。経費削減の過程をもう少し聞きたい。	これまでの取組について説明する。
3	借入総額240億円の借換えについて、なぜ実施できないのか。繰り上げ償還に対する補償金はいくらになるのか。	補償金の計算について説明する。

# 住民説明会

## 『持続可能な越前市の 下水道事業をめざして』



下水道管はおよそ 50 年使えると言われていますが、昭和 50 年頃から整備してきた管の取り替えが、これから本格的に始まります。

安全で安心な下水道を維持するためには、計画的な更新が必要で、そのためには大きな費用がかかります。

人口減少や物価の上昇といった課題に対応し、将来にわたって持続可能な下水道を守るため、適正な使用料の検討を含め、安定した運営のしくみづくりについてご説明します。

内 容 下水道事業の現状と課題、使用料について  
(どの会場でも同じ内容)

時 間 各日とも午後7時～  
(1 時間程度)

参加費 無料、事前申込不要



開催日	会場
令和 8 年 2 月 4 日(水)	市民プラザたけふ 多目的室1
令和 8 年 2 月 6 日(金)	あいぱーく今立 多目的ホール
令和 8 年 2 月 10 日(火)	国高公民館 会議室

問い合わせ先:越前市上下水道課 TEL:0778-22-7922

1月広報、  
市ホームページ  
越前市LINEに掲載

説明会開催後、  
越の都ネットワーク  
の市政情報ナビにて  
同内容を放送予定

# 経費削減の取組について

## ・業務効率化による人件費の削減

平成20年より処理施設の包括的民間委託を継続し、人件費の抑制を図っております。また、令和5年度には水道課と下水道課を統合し、業務の効率化を進めております。合併後の平成18年末には職員数が24人でしたが、令和6年度末時点では12人となっており、\*\*12人の削減(約50%の削減)\*\*を実現しております。

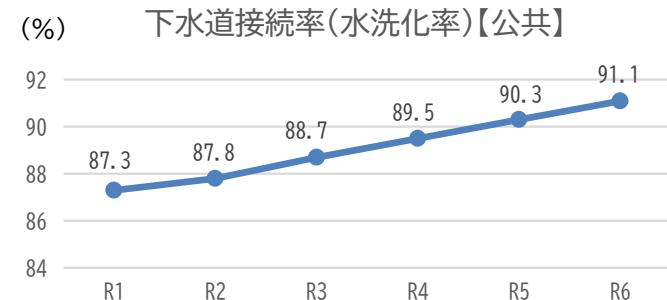
職員給与平均で換算すると約6千5百万円の削減  
R5平均給与5,436千円×12人

## ・収益改善への取組

奨励金制度を創設し、下水道への早期接続を促進してきました。未加入世帯に対しては、通知の送付や電話連絡等により、引き続き接続の働きかけを行っております。また、未納者に対する滞納整理を強化し、収納率の向上に努めております。

下水道使用料収納率

R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
99.4	99.4	99.1	99.8	99.4	99.7	99.49



1%の加入世帯が増加した場合、約250世帯の増加となり、1世帯あたり平均20m<sup>3</sup>/月の使用量で換算すると、年間約840万円の增收が見込まれる。なお、令和5年度に下水道整備が概成した後は、加入世帯数の増加ペースは鈍化する見込みである。

# 経費削減の取組について

## ・広域化共同化による経費の削減と収益の確保

家久浄化センターでは、し尿・浄化槽汚泥と下水汚泥の共同処理を行う「汚泥処理共同化事業」を令和6年4月より供用開始し、施設整備および維持管理に係るコスト削減を図っております。また、し尿を受け入れる際に要する経費については、南越清掃組合から負担金収入として受け入れております。

今後は、越前市下水道整備基本構想に基づき、農業集落排水施設の一部について公共下水道への統合を検討し、処理施設の効率化を進めることで、一層の経費削減を目指してまいります。



し尿処理負担金収入(南越清掃組合より)  
R6 2千7百万円、R7(予算) 2千3百万円



太陽光屋根貸し事業 約12万円(年間)  
R6消化ガス売却収益 約120万円(年間)

## ・経費削減と事業外の収益の確保

汚泥処理の過程で発生する消化ガスを有効活用し、家久温水プールのボイラーや発電機の燃料として売却することで、収益確保につなげています。さらに、電気料金の削減を図るため、建物の耐震性向上とあわせて太陽光発電設備の導入も検討しており、再生可能エネルギーの活用を通じた一層の経費削減を目指しています。

# 経費削減の取組について

## ・下水道のPR活動

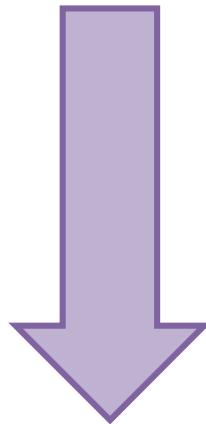
市では、下水道が私たちのくらしを支えている大切な社会インフラであることを、皆さんにわかりやすくお伝えするためのPR活動を行っています。これらの取り組みは、すべて職員の手づくりで行っており、可能な限り経費をかけない工夫をしています。 例えば、出前講座や下水処理場の見学会やホタル観賞会各種イベントへの出展などです。こうした活動を通じて、「下水道の役割」「下水道を未来へ引き継ぐ大切さ」を、楽しみながら知っていただけ るよう努めています。 今後も、必要な経費を抑えつつ、市民の皆さんに身近に感じていただけるPR活動を進め てまいります。



# 借入金の借換え時の補償金について

- 補償金を免除して繰上償還をするためには、財政法の規定※により、法律に基づく必要がある。

※ 財政法第8条 国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。



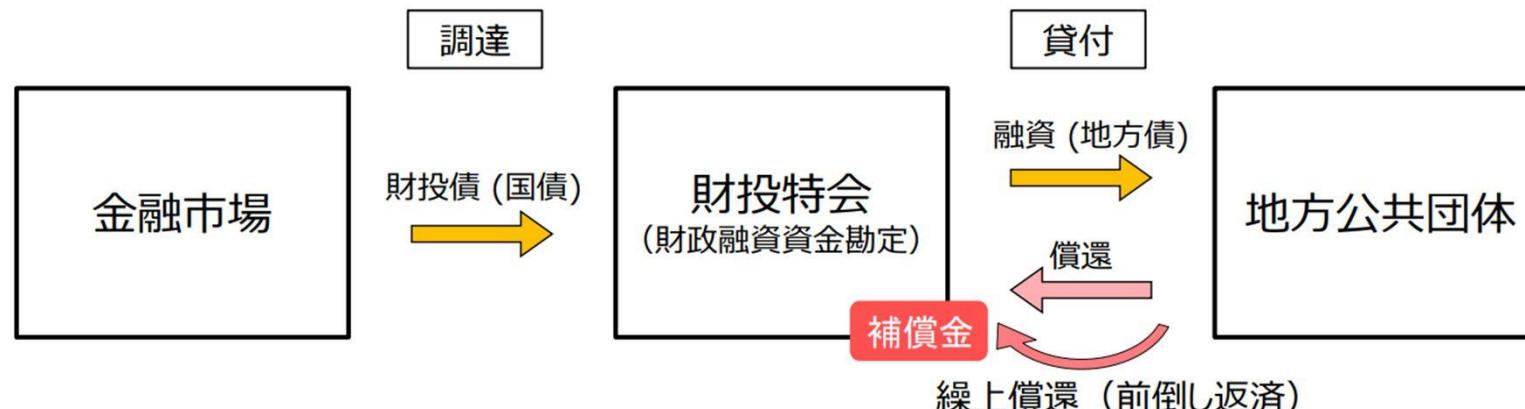
補償金の免除となる補償金免除繰上償還に該当しないため、繰り上げ償還を行う際は補償金の支払いが必要である。

- そのため、地方公共団体が繰上償還をする際は、国が被る損失（調達利息と再運用利息の差額※）に対応する補償金を支払う必要がある。

## 財政融資資金の繰上償還について

- 財政融資資金は、国が市場で調達した財投債（国債）等を原資として、収支相償の考え方の下、貸付金利を調達金利と同一とした貸付けを行っている。
- そのため、地方公共団体が繰上償還をする際は、国が被る損失（調達利息と再運用利息の差額※）に対応する補償金を支払う必要がある。  
※『繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入』と『繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行うことにより得られる利息収入』の差額
- 補償金を免除して繰上償還をするためには、財政法の規定※により、法律に基づく必要がある。  
※ 財政法第8条 国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基づくことを要する。

### 財政融資資金の仕組みと繰上償還



(注) なお、地方公共団体金融機構資金の補償金についても、同様の仕組みである。

# 補償金の考え方について

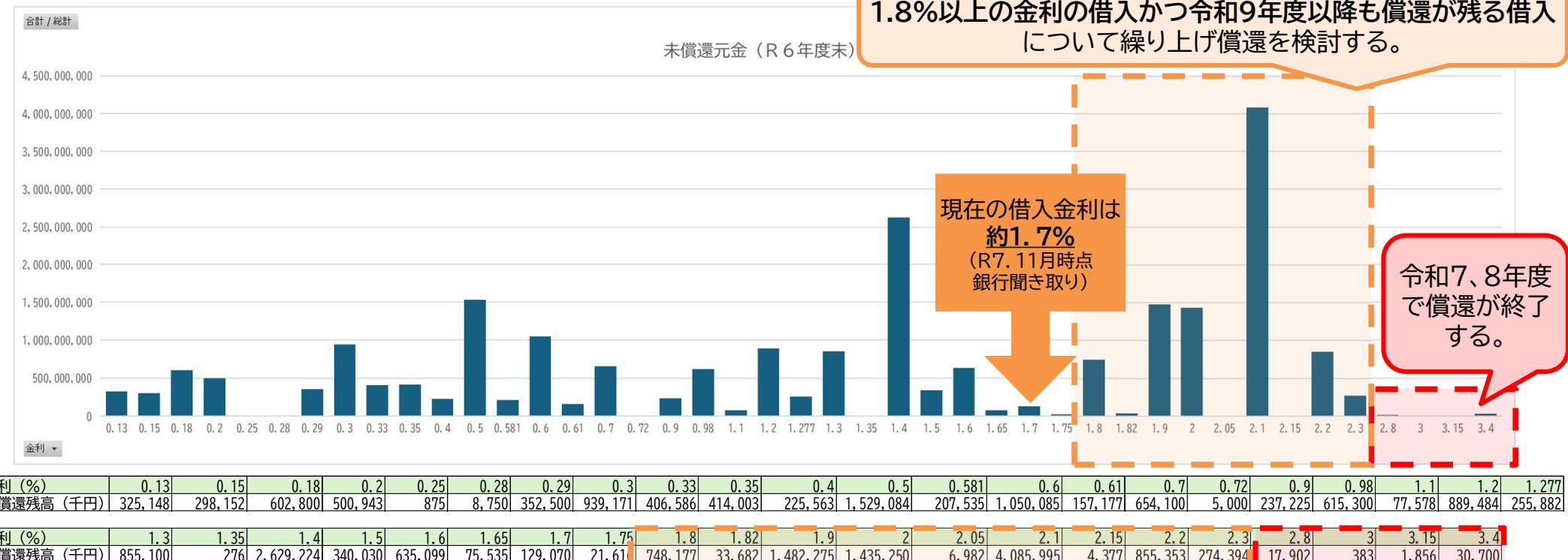
- そのため、地方公共団体が繰上償還をする際は、国が被る損失（調達利息と再運用利息の差額※1）に対応する補償金を支払う必要がある。

※1『繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入』と『繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行うことにより得られる利息収入』の差額



# 令和6年度末の借入金残高と金利の状況について

令和6年度末 起債残高 234億1,622万円(政府系、民間含む)



繰上償還を行うためには、予算の計上、国への申請などの手続きが必要である。令和7年度中に行うには時間に余裕がないため、8年度末に繰上償還することを想定して検討を行う。

# 繰上償還シミュレーションについて

下記の借入についてシミュレーションを行いました。

種類	年度	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終期	備考
				令和6年度	累計				
平成 15	平成 16 . 3 . 31		110,000,000	5,149,839	70,775,151	39,224,849	2.10%	令和 13 . 9 . 20	157
平成 15	平成 16 . 3 . 31		354,100,000	16,577,801	227,831,648	126,268,352	2.10%	令和 14 . 3 . 20	161
平成 15	平成 16 . 3 . 31		34,900,000	1,633,903	22,455,025	12,444,975	2.10%	令和 14 . 3 . 20	258
平成 15	平成 16 . 3 . 31		49,900,000	2,336,155	32,106,184	17,793,816	2.10%	令和 14 . 3 . 20	259
平成 16	平成 17 . 3 . 31		221,200,000	10,099,129	133,148,165	88,051,835	1.90%	令和 15 . 3 . 20	238
平成 16	平成 17 . 3 . 31		329,800,000	15,057,382	198,518,374	131,281,626	1.90%	令和 15 . 3 . 20	239
平成 16	平成 17 . 3 . 31		3,700,000	171,858	2,283,907	1,416,093	2.20%	令和 14 . 9 . 20	260
平成 16	平成 17 . 3 . 31		128,000,000	5,843,981	77,047,762	50,952,238	1.90%	令和 15 . 3 . 20	262
平成 16	平成 17 . 3 . 31		38,000,000	1,734,932	22,873,556	15,126,444	1.90%	令和 15 . 3 . 20	263
平成 17	平成 18 . 3 . 31		526,400,000	23,684,612	286,999,812	239,400,188	2.30%	令和 16 . 3 . 20	268
平成 18	平成 19 . 3 . 31		422,400,000	18,574,067	213,668,477	208,731,523	2.10%	令和 17 . 3 . 20	272
平成 18	平成 19 . 3 . 31		245,600,000	10,799,694	124,235,270	121,364,730	2.10%	令和 17 . 3 . 20	273
平成 19	平成 20 . 3 . 31		399,800,000	17,200,877	183,530,054	216,269,946	2.20%	令和 18 . 3 . 20	294
平成 19	平成 20 . 3 . 31		358,100,000	15,406,788	164,387,474	193,712,526	2.20%	令和 18 . 3 . 20	295
平成 20	平成 21 . 3 . 31		70,800,000	2,996,964	30,046,035	40,753,965	1.90%	令和 19 . 3 . 20	313
平成 20	平成 21 . 3 . 31		6,900,000	292,077	2,928,215	3,971,785	1.90%	令和 19 . 3 . 20	314
平成 20	平成 21 . 3 . 31		371,800,000	15,680,042	155,712,675	216,087,325	2.10%	令和 19 . 3 . 20	326
平成 20	平成 21 . 3 . 31		272,400,000	11,488,013	114,083,199	158,316,801	2.10%	令和 19 . 3 . 20	327
平成 21	平成 22 . 3 . 31		6,700,000	277,513	2,541,564	4,158,436	2.00%	令和 20 . 3 . 20	332
平成 21	平成 22 . 3 . 31		17,300,000	716,565	6,562,546	10,737,454	2.00%	令和 20 . 3 . 20	333
平成 21	平成 22 . 3 . 31		272,800,000	10,174,508	93,181,630	179,618,370	2.00%	令和 22 . 3 . 20	338
平成 21	平成 22 . 3 . 31		292,200,000	10,898,061	99,808,182	192,391,818	2.00%	令和 22 . 3 . 20	339

①

②

# 借換えシミュレーション①

平成19年度発行 3億9,980万円 (利率2.2%、償還残9年)

借換えを行わなかった場合

令和8年度末  
未償還残高  
1億8,072万円

残りの利息  
1,947万円

借換えを行った場合

借換債借入  
1億8,072万円

補償金※  
532万円

借換後の利息(1.7%)  
1,494万円

合計  
2,026万円

※『繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入』と『繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行うことにより得られる利息収入』の差額

(参考)  
現在の金利について

みずほ銀行ホームページ  
長期プライムレート 年2.45%

銀行見積 年1.7%前後

## 借換えシミュレーション②

平成21年度発行 2億9,220万円 (利率2.0%、償還残13年)

借換えを行わなかった場合

令和8年度末  
未償還残高  
1億6,993万円

残りの利息  
2,389万円

借換えを行った場合

借換債借入  
1億6,993万円

補償金※  
218万円

借換後の利息(1.7%)  
2,019万円  
合 計  
2,237万円

※『繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入』と『繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行うことにより得られる利息収入』の差額

(参考)  
現在の金利について

みずほ銀行ホームページ  
長期プライムレート 年2.45%

銀行見積 年1.7%前後

借換えなかった場合に比べ  
△152万円

※補償金分は借入られないため、その分の現金の用意が必要となる。

# 起債残高の分布(残年数及び金利)

## 1.8%以上の金利の借入かつ令和9年以降も償還が残る借入の分布(R8末残高)

利率 ↓	償還最終年 →												総計			
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
1.80					24,197,578		150,663,998						445,002,106	619,863,682		
1.90				4,557,731	50,962,766	245,958,845			37,958,104		444,279,204		471,655,394	1,255,372,044		
2.00	28,925,970		100,248,932			329,437,655	134,163,706			14,185,660		377,030,462	163,100,000	1,147,092,385		
2.10	31,788,932	9,746,665	81,878,137		191,120,524		10,868,196	613,404,298	331,526,350	905,696,770	534,173,777	43,549,205	582,013,806		3,335,766,660	
2.15										3,691,123					3,691,123	
2.20		2,506,375		189,908,333	1,060,890		70,585,475	377,890,138			36,402,806				678,354,017	
2.30						206,829,911		11,961,407							218,791,318	
総計	60,714,902	9,746,665	184,633,444	4,557,731	456,189,201	247,019,735	697,799,760	818,153,479	721,377,895	947,345,997	584,762,243	487,828,409	959,044,268	916,657,500	163,100,000	7,258,931,229

借り換えた方が高くなる可能性がある借入

①残りの利息 < ③補償金 + ④借換え後の利息

借り換えた方が安くなる可能性がある借入

①残りの利息 > ③補償金 + ④借換え後の利息

固定で借り換えると  
金利が3.2%以上となる  
長期にわたるため、市中銀行では  
応じられない可能性があること

# 借換えについてまとめ

## 前提条件

- ・借換え後の金利を、1.7%とした場合

※民間銀行で借り入れると10年目で金利見直しだが10年目以降も同一金利とした。  
(銀行聞き取り1.7%、国債調達金利1.9%、長期プライムレート2.45%)

- ・繰上償還日を令和8年度末とした。

## 対象借入

想定金利より現在の金利が高い借入(1.8%以上)

## 除外借入

償還残年数が長期(29年)の借入は除外

(20年を超える借り入れについて、固定金利ではリスクがあるため市中銀行では借りられない可能性が高い(銀行聞き取り)。借りられても長期国債3.2%を下回る金利は見込めない。5, 10年変動では借りられるが金利上のリスクがある)

## 結 果

対象借入のうち、②補償金の計算に用いる金利と④借換え後の金利を比較した結果、借換えを行った方が安くなる可能性があるのは、償還残年数が13年(令和21年度終了)から14年(令和22年度終了)の借入であり、年間200万円ほどの削減効果となる見込。しかし、両金利の差はわずかであることや、10年後の金利見直し時に変動の影響を受けるため、必ずしも有利であるとは言えない。今後、国と民間銀行との金利差や補償金の取り扱いなどの課題を踏まえつつ、借換えによって利息負担が軽減される可能性が高い起債について、市の財政部局や国と協議・調整を行いながら検討を進める。

# 適正な下水道使用料の検討について

---

第5回 越前市水道料金・下水道使用料等協議会

越前市上下水道課

# 議題

- (1) 改定期について
- (2) 答申案について

## (1)改定時期について

---

## 改定時期について

1月に市長へ答申し、使用料改定については、下水道事業の厳しい経営状況を踏まえると早期の実施が望ましいことから、改定時期を令和8年10月メーター検針分(8月使用分)よりとしたい。議会の議決を経た後、速やかに市民への周知を図っていきたい。

## (2) 答申案について

---

# 下水道使用料改定案の概要について

## 改定案概要

### (1) 料金算定期間

令和7年度から令和11年度まで(5年間)

### (2) 料金算定方法

総括原価(使用料対象経費)方式

※今回の改定においても、将来施設更新等に必要な内部留保資金となる資産維持費は含んでいない。

### (3) 平均改定率

・下水道使用料 **25.0%**

※前回改定:平成16年4月改定 以降改定なし(消費税改定を除く。)

### (4) 料金体系

基本料金及び超過料金からなる**二部料金制は維持**

基本水量1か月当たり**10m<sup>3</sup>**を1か月当たり**5m<sup>3</sup>**に変更

超過料金は**逓増型を維持**

### (5) 改定方針

料金改定や基本水量を変更することによる影響(急激な金額の増加、格差拡大)を極力抑える。

従量料金はバランスよく改定率を反映させる。

### (6) 実施時期

下水道事業の厳しい経営状況を踏まえると早期の実施が望ましいことから、**改定時期を令和8年10月×  
一ターケン針分(8月使用分)より**に実施することが適正である。議会の議決を経た後、速やかに市民への周知を図っていきた  
い。

## 下水道使用料改定案（1か月あたり）について

汚水種類	現行使用料		超過水量	改定後使用料		改定内容
一般汚水	基本料金	1,100円 (基本水量 10m <sup>3</sup> )	5m <sup>3</sup> 以下	1,250円 (基本水量 5m <sup>3</sup> )	25円	基本水量引き下げ 10m <sup>3</sup> →5m <sup>3</sup>
	従量料金	133円	5m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> 以下 1立方メートルにつき	166円	203円	既存従量料金に 平均改定率を乗じた額 (小数点以下四捨五入)
	従量料金	162円	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下 1立方メートルにつき	221円	240円	
	従量料金	177円	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下 1立方メートルにつき	258円		
	従量料金	192円	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下 1立方メートルにつき			
	従量料金	206円	100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> 以下 1立方メートルにつき			
	従量料金	40円	300m <sup>3</sup> を超え 1立方メートルにつき			
特別汚水	基本料金	40円	5m <sup>3</sup> 以下	50円	5円	既存従量料金に 平均改定率を乗じた額
	従量料金	4円	5m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> 以下 1立方メートルにつき			
			10m <sup>3</sup> を超えるもの 1立方メートルにつき			

1,100円  
の25%増  
1,375円

従量料金  
平均改定率  
25%  
(1円以下  
四捨五入)

新設の料金区分

基本料金  
+ 5m<sup>3</sup>×25円  
= 1,375円

既存従量料金に  
平均改定率を乗じた額  
(小数点以下四捨五入)

基本水量引き下げ  
10m<sup>3</sup>→5m<sup>3</sup>

超過水量基準の変更

※使用料は表に基づき算出した使用料基礎額に、100分の110を乗じて得た額(1円未満切り捨て)

## 下水道使用料改定案(浄化槽使用料体系)について

平均改定率25%  
(1円以下四捨五入)

種類	収入区分	現行使用料	改定内容	改定後使用料
一般住宅	基本料金	2,300円	平均改定率を乗じた額	2,875円
	世帯員1人当たり	500円	平均改定率を乗じた額	625円

戸別公共 浄化槽	7人槽まで	6,600円	平均改定率を乗じた額	8,250円
	8から10槽まで	8,100円	平均改定率を乗じた額	10,125円
	11から15人槽まで	11,300円	平均改定率を乗じた額	14,125円
	16から20人槽まで	14,800円	平均改定率を乗じた額	18,500円
	21から30人槽まで	21,500円	平均改定率を乗じた額	26,875円
	31から40人槽まで	25,900円	平均改定率を乗じた額	32,375円
	41から50人槽まで	30,300円	平均改定率を乗じた額	37,875円

※使用料は表に基づき算出した使用料基礎額に、100分の110を乗じて得た額(1円未満切り捨て)

## 附帯意見について

1	下水道使用料の改定に当たっては、市民生活等に与える影響を最大限に考慮して、段階的な引き上げ等により負担の平準化を図るなど、利用者の負担軽減が図られるような措置を講じること。また、下水道事業に対する理解が更に深まるような情報発信に努め、速やかに周知を図ること。
2	社会情勢や経営環境を適切に反映するため、経営戦略については 5 年を目途に改定するとともに、それによる財政シミュレーションを踏まえ、使用料の適正水準についても 5 年ごとを目途に検証すること。
3	施設・機械電気設備などの更新に伴い、今後、下水道事業では多額の更新費用が見込まれることから、安定的な資金確保のため、次回の使用料改定においては、資産維持費の算入を検討すること。
4	基本水量については、節水機器の普及や家族形態、ライフスタイルの多様化などにより基本水量を下回る世帯が年々増加傾向となっていることを踏まえ、使用水量が少ない世帯との公平性を図る観点からも、引き続きその在り方を検討すること。
5	汚水処理人口の減少が見込まれる中、持続可能な下水道サービスの供給及び確保を図るため、ダウンサイジング等による事業の効率化、起債借換えの検討を含めた経費の削減、未収金の解消、広域化、ストックマネジメントの実施などにより、引き続き経営の効率化及び基盤強化を進めるとともに、民間活力の導入及び連携、DX の推進等にも積極的に取り組み、一層の経営健全化に努めること。

# 使用料改定の影響について(1カ月分の使用料・税抜)

## 25%の場合

### ケース1 使用水量が1カ月8m<sup>3</sup>の場合 (単身世帯など)



現 行	改定後
1,100円	1,325円 (+255円)

### ケース2 使用水量が1カ月16m<sup>3</sup>の場合 (2人世帯など)



現 行	改定後
1,898円	2,371円 (+473円)

### ケース3 使用水量が1カ月20m<sup>3</sup>の場合 (3~4人世帯など)



現 行	改定後
2,430円	3,035円 (+605円)

### ケース4 使用水量が1カ月30m<sup>3</sup>の場合 (5~6人世帯など)



現 行	改定後
3,760円	4,695円 (+935円)